
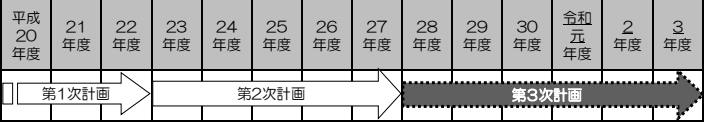


第3次吹田市地域福祉計画 現行・改正案対照表

No.	頁	項目	現行	改正案
1	4	第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって 3 地域福祉計画とは (2) 地域福祉計画と各個別計画の関係	地域福祉計画は、吹田市第3次総合計画において示している将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市(まち)すいた」の実現に向けて、福祉の観点から保管・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。 ～ 略 ～ 本計画の位置づけは、第3次総合計画を上位計画とし、 ～ 以下略 ～	地域福祉計画は、吹田市総合計画において示している将来像の実現に向けて、福祉の観点から保管・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。 ～ 略 ～ 本計画の位置づけは、総合計画を上位計画とし、 ～ 以下略 ～
2	4	図1 地域福祉計画の位置づけ	<p>図1 地域福祉計画の位置づけ</p> <p>吹田市第3次総合計画</p> <p>地域福祉を推進する上での共通の理念</p> <p>第3次地域福祉計画</p> <p>地域福祉に関する具体的な施策</p> <p>地域福祉計画の範囲</p> <p>連携</p> <p>第3次地域福祉活動計画 地区福祉委員会5か年計画 (吹田市社会福祉協議会)</p> <p>支援</p> <p>地域福祉支援計画(大阪府)</p>	<p>図1 地域福祉計画の位置づけ</p> <p>吹田市総合計画</p> <p>地域福祉を推進する上での共通の理念</p> <p>第3次地域福祉計画</p> <p>地域福祉に関する具体的な施策</p> <p>地域福祉計画の範囲</p> <p>連携</p> <p>地域福祉活動計画 地区福祉委員会5か年計画 (吹田市社会福祉協議会)</p> <p>支援</p> <p>地域福祉支援計画(大阪府)</p>

No.	頁	項目	現行	改正案
3	10	第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって 6 計画期間	<p>6 計画期間</p> <p>第3次地域福祉計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年です。進行管理と必要に応じて見直しを行います。</p> 	<p>6 計画期間</p> <p>第3次地域福祉計画の期間は、平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）までの6か年です。進行管理と必要に応じて見直しを行います。</p> 
4	67	第3章 地域福祉計画の基本方向 3 計画の施策体系	<p>3 計画の施策体系</p> <p>第3次吹田市地域福祉計画では、「地域福祉計画の目標」に向けて取り組むうえでの施策の柱を、次の5つとします。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>重点施策は、第3次計画期間の5年間で重点的に取組を進めようとするもので、「お互いの顔の見える関係づくり」「地域福祉にふれられる学習機会の充実」「福祉活動の担い手づくり」「災害時要援護者への支援」「自分らしく、意思が尊重され暮らすために」の5つとしました。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p>	<p>3 計画の施策体系</p> <p>第3次吹田市地域福祉計画では、「地域福祉計画の目標」に向けて取り組むうえでの施策の柱を、次の5つとします。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>重点施策は、第3次計画期間の6年間で重点的に取組を進めようとするもので、「お互いの顔の見える関係づくり」「地域福祉にふれられる学習機会の充実」「福祉活動の担い手づくり」「災害時要援護者への支援」「自分らしく、意思が尊重され暮らすために」の5つとしました。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p>